日病薬生涯研修認定制度実施要綱

社団法人 日本病院薬剤師会 平成22年2月

# 目 次

	~	ページ	>
目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1	
制度の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	2	
社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程程・・・	•	3	
社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則· ·	•	5	

## 目 的

近年、長寿社会の到来、医療技術の高度化・複雑化および医薬品開発の進展など、 医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、薬剤師には薬物療法の担い手として の役割を果たすことが求められている。これに対応して、薬剤師は、基礎的な知識・ 技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、現在の医療水準に適した実践力 など、一層の資質の向上を図ることが必要となる。そのため、薬剤師が卒後の生涯研 修を通じて研鑽を積むことは、医療に携わる専門職としての責務である。

社団法人日本病院薬剤師会が実施する生涯研修認定制度は、医療技術の進歩および 医療ニーズの変化に伴う知識・技術・態度の修得を図るとともに、水準の高い業務の 実践に対応した薬剤師を育成・認定することにより、国民の公衆衛生の向上および増 進に寄与することを目的とする。

## 制度の運営

- 1) 社団法人日本病院薬剤師会は、上記の目的を達成するよう、生涯研修を円滑に実施するため、「生涯研修認定制度規程」及び「生涯研修認定制度規程細則」を定める。
- 2) 制度を運営するにあたり、社団法人日本病院薬剤師会は「生涯研修委員会」を設置する。
- 3) 生涯研修委員会は、「日病薬生涯研修認定制度実施要綱」に沿った生涯研修が 実施されるよう啓発を図るとともに、制度の運用に必要な事項を協議する。
- 4) 各都道府県病院薬剤師会は生涯研修委員会を設置し、会員の生涯研修を増進 させるために、講習会、研修会などの開催、会員の取得単位の評価および認定 などを行う。
- 5) 生涯研修認定制度の運営に当たっては、必要に応じて日本薬剤師会、日本薬 剤師研修センター等と協議し、連携をはかることとする。

## 社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程

#### 第1章 総則

第1条 社団法人日本病院薬剤師会(以下、「本会」という)は、社団法人日本病院薬剤師会 生涯研修認定制度規程(以下、「本規程」という)を制定し、生涯研修認定制度の実施 に必要な事項を定める。

#### 第2章 申請・認定

- 第2条 会員は、年間40単位以上及び社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則(以下、「本細則」という)第3条に定める単位を取得した場合、生涯研修認定の申請ができる。
  - 2 年度途中に他都道府県から転入した場合にも、そのまま継続して単位として認められる。
- 第3条 会員は、単位取得の記録および申請のために生涯研修手帳を使用する。
- 第4条 会員は、研修認定の申請に際し、生涯研修手帳を各都道府県病院薬剤師会(以下、「都 道府県病薬」という)に提出する。
- 第5条 申請は単年度(4月1日より翌年3月31日まで)単位とする。
- 第6条 認定は都道府県病薬で行い、本会は都道府県病薬からの申請に基づき、これを審査・ 認定し、生涯研修認定証を交付する。
- 第7条 都道府県病薬は、会員が提出した生涯研修手帳の記載内容を審査し、年間 40 単位以上 及び本細則第3条に定める単位を取得したと認められる者を認定する。
  - 2 都道府県病薬は、前項の審査を適切におこなうため、会員が取得した単位を確認する 方法を定める。
- 第8条 前条第1項により都道府県病薬が認定した会員に対する審査手続きは、電子データに よる申請とする。
  - 2 本会は申請書式を3月末日までに都道府県病薬宛に送信し、都道府県病薬は5月末日までにE-mailにて本会宛送信する。
- 第9条 都道府県病薬は、本会の定める期限内に申請する。
  - 2 やむを得ない事情で本会の定める期限を過ぎて申請する場合、認定を希望する会員の 生涯研修手帳および理由書を本会へ提出する。
  - 3 前項の申請があった場合、本会生涯研修委員会の協議を経て本会会長が認定する。
  - 4 本会は、第2項の申請に基づき提出された生涯研修手帳を前項の認定後、当該会員へ 返却する。

- 第10条 本会は、5年間継続して生涯研修認定証の交付を受けた会員に対し生涯研修履修認定 証を交付する。ただし、産休・育児休暇、転勤、海外ボランティア活動などで、連続して5年間の認定証を受けられなかった会員は都道府県病薬の承認を得て、当該年度を除 く連続した5年間分の生涯研修認定証で生涯研修履修認定証を受けることができる。
  - 2 前項ただし書が適用される場合は、都道府県病薬は該当する会員について書面にて本会へ申請する。
- 第 11 条 生涯研修手帳は、本会より次年度分を 2 月末日までに都道府県病薬へ配布する。
- 第12条 生涯研修認定証は、1年間を有効期限とする。
  - 2 生涯研修履修認定証は、5年間を有効期限とする。
- 第13条 生涯研修認定証及び生涯研修履修認定証の交付は、いずれも無料とする。

#### 第3章 規程の変更

第14条 本規程の改廃は、理事会において行う。

#### 第4章 補則

- 第15条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は社団法人日本病院薬 剤師会生涯研修認定制度規程細則に定める。
- 附則 本規程は平成22年4月1日から施行する。

## 社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則

社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程細則(以下、「本細則」という)は、社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度(以下、「生涯研修認定制度」という)の実施にあたり、社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定制度規程(以下、「生涯研修認定制度規程」という)の委任に基づく事項、その他生涯研修認定制度の実施に必要な事項を定める。

- 第1条 生涯研修認定制度における研修の区分は、別表第1にこれを掲げる。
- 第2条 生涯研修認定制度における評価(単位)基準は、別表第2にこれを掲げる。
- 第3条 認定に必要な単位は40単位以上のうち、研修区分(1)及び(2)に規定する学会・研修会・講習会は年間12単位以上取得することを要する。
  - 2 前年度未認定者に対し、研修区分(1)及び(2)に規定する学会・研修会・講習会に 限り前年度の単位を認める。
- 第4条 本細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本細則は、平成22年4月1日より施行する。

- (1) 学会、学術大会、学術集会
  - 日本病院薬剤師会
  - 日本医療薬学会
  - 日本薬学会
  - 日本薬剤師会
  - 各都道府県病院薬剤師会
  - 各都道府県薬剤師会
  - 日本医学会関連学術団体等が主催・共催する学会等の学術集会

その他、医学・薬学関連の学術集会で、各都道府県病薬が認定したもの

(2) 研修会, 講習会

下記団体主催の研修会, 講習会

- 日本病院薬剤師会
- 各都道府県病院薬剤師会
- · 日本薬剤師会
- ・各都道府県薬剤師会(支部を含む)
- ・ 日本薬剤師研修センター
- 薬科大学, 薬学部
- ・その他上述のこれらに準ずるもの(公定書協会, JAPIC等)
- (3) 日本病院薬剤師会が実施する e-ラーニング
- (4) 実習研修
  - ① 他医療・医薬関連施設の見学・研修
  - ② 実技を伴う研修会など
- (5) グループ研修

薬局・薬剤部内、地域・職域などのグループによる勉強会

- (6) 自己研修
  - ① 病院薬剤師業務、薬学、医学関連の雑誌・書籍などによる学習
  - ② 視聴覚機器を利用した研修
- (7) 学術論文等掲載(当該論文表紙の写しを提出)
  - ① 学会誌に掲載された原著論文、資料、ノート
  - ② 日病薬誌に掲載された論文
  - ③ 総説、解説、著書(分担を含む)など
  - ④ その他各都道府県病薬が認定したもの

(1) 学会、学術大会、学術集会

参加 30 分 0.25 単位 (ただし, 1日上限4単位)

講師、演者は1回1単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1 時間 0.25 単位

【註】他の都道府県病薬等が実施する講習会, 研修会, 学術集会も可

(2) 研修会、講習会

参加 30 分 0.25 単位 (ただし,1 日上限 4 単位) 講師、演者は1 回 1 単位付与

各都道府県病薬が認めたビデオテープ学習など

1時間 0.25単位

【註】他の都道府県病薬等が実施する講習会、研修会、学術集会も可

(3) e-ラーニング 30分 0.25 単位 演者は1回1単位付与

(4) 実習研修 30分 0.25 単位

(5) グループ研修 30分 0.25単位

(6) 自己研修 1 時間 0.25 単位 (ただし,年間上限5単位)

(7) 学術論文等掲載査読のあるもの1報 3単位(共著者は1単位)査読のないもの1報 1単位(共著者は1単位)